改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十一条**　法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百五十八条を除き、以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　略］ （電磁的方法） **第二十五条の二**　法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　略］ （電磁的方法） **第三十条**　法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］ （電磁的方法） **第二十五条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］ （電磁的方法） **第三十条**　［同上］ 一　［同上］

改正後	改正前
二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十二条**　令第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ （電磁的記録） **第四十条**　法第十七条第十項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的記録） **第百三条**　法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （投資法人設立届出書の添付書類） **第百八条**　前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通（規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定めるもの一部）添付しなければならない。 2　［略］	二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法） **第三十二条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［同上］ （電磁的記録） **第四十条**　法第十七条第十項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （電磁的記録） **第百三条**　法第六十六条第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （投資法人設立届出書の添付書類） **第百八条**　前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通（規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定める電磁的記録一部）添付しなければならない。 2　［同上］